

葛巻町出産祝金条例

(目的)

第1条 この条例は、出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、次代を担う子どもの誕生を祝福し、もって子育て環境の充実及び少子化対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 対象児 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録された子

(2) 受給資格者 対象児を養育及び監護する者

(祝金の申請者)

第3条 受給資格者で祝金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本町の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 対象児の出産の日前から現に本町に居住し、出産の日後においても6月以上居住している者

(2) 対象児と引き続き5年以上本町に住所を有し、居住しようとする者

(3) 祝金の申請時において、受給資格者及びその者と生計を同じくする者が町税及び使用料等を滞納していない者

2 受給資格者が出産の日後6月を経過しない日までに町長が認める特別な事情により対象児を養育できない場合にあつては、申請時において対象児を養育している者を受給資格者とみなす。

(祝金の額)

第4条 祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1子 10万円

(2) 第2子 20万円

(3) 第3子以降 30万円

(祝金の申請)

第5条 申請者は、出産の日から6月経過後速やかに町長に申請することができる。

2 前項の規定による申請をするまでの間に、対象児が本町の住民基本台帳に記録されなくなつたときは祝金の申請をすることができない。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに祝金の支給の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(祝金の支給)

第7条 祝金は、支給決定の日の属する月の翌月末日までに支給するものとする。

(祝金の返還)

第8条 町長は、虚偽その他不正の手段により祝金の支給を受けた者に対し、既に支給した祝金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以後に出生した子から適用する。